

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【公表番号】特表2013-511337(P2013-511337A)

【公表日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2013-016

【出願番号】特願2012-539992(P2012-539992)

【国際特許分類】

A 6 1 L	2/18	(2006.01)
G 0 2 C	13/00	(2006.01)
C 1 1 D	3/37	(2006.01)
C 1 1 D	3/39	(2006.01)
C 1 1 D	3/06	(2006.01)
G 0 2 C	7/04	(2006.01)
C 1 1 D	3/32	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	2/18
G 0 2 C	13/00
C 1 1 D	3/37
C 1 1 D	3/39
C 1 1 D	3/06
G 0 2 C	7/04
C 1 1 D	3/32

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月15日(2013.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

消毒に有効である量の過酸化水素及びビニルピロリドンのホモポリマー又はコポリマーを含む、コンタクトレンズを消毒するための溶液であって、前記ビニルピロリドンのホモポリマー又はコポリマーが、同一の触媒、約6.0～8.0のpHを組成物にもたらすのに十分な量の一種以上の緩衝剤の存在下で、前記ビニルピロリドンのホモポリマー又はコポリマーを有さない同一の組成を有する対照溶液と比べて少なくとも20%の、残留過酸化水素濃度の増加をもたらすのに十分な量で存在しており、前記組成物が、約200～約450mOsm/kgのオスモル濃度及び25で約5.0センチポアズまでの粘度を有する溶液。

【請求項2】

前記溶液が、ビニルピロリドンのコポリマー及び少なくとも一種のアミノ含有ビニルモノマーを含み、前記アミノ含有ビニルモノマーが、8～15個の炭素原子を有するアルキルアミノアルキルメタクリラート、7～15個の炭素原子を有するアルキルアミノアルキルアクリラート、8～20個の炭素原子を有するジアルキルアミノアルキルメタクリラート、7～20個の炭素原子を有するジアルキルアミノアルキルアクリラート及び3～10個の炭素原子を有するN-ビニルアルキルアミドからなる群より選択される、請求項1の溶液。

【請求項3】

前記アミノ含有ビニルモノマーが、ジメチルアミノエチルメタクリラート又はジメチルアミノエチルアクリラートである、請求項2の溶液。

【請求項4】

メチルセルロース(MC)、エチルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース(HEC)、ヒドロキシプロピルセルロース(HPC)、ヒドロキシプロピルメチルセルロース(HPMC)及びそれらの混合物からなる群より選択される粘度上昇剤を更に含む、請求項1～3の溶液。

【請求項5】

リン酸緩衝液及びホウ酸緩衝液からなる群より選択される緩衝剤を更に含む、請求項1～4の溶液。

【請求項6】

Pluronic 17R4及びPluronic P103からなる群より選択される界面活性剤を更に含む、請求項1～5の溶液。

【請求項7】

前記過酸化物の濃度が、溶液の総重量に基づいて約3%である、請求項1～6の溶液。

【請求項8】

前記ビニルピロリドンのホモポリマー又はコポリマーの濃度が、体積当たり重量(w/v)で約0.1%～5%である、請求項7の溶液。

【請求項9】

前記ビニルピロリドンのホモポリマー又はコポリマーの濃度が、体積当たり重量(w/v)で約0.25%～1.5%である、請求項8の溶液。

【請求項10】

前記残留過酸化水素濃度の増加が、少なくとも35%である、請求項1～9の溶液。

【請求項11】

前記残留過酸化水素濃度の増加が、少なくとも50%である、請求項10の溶液。

【請求項12】

コンタクトレンズの消毒に使用するためのキットであって、

a) 請求項1～12の過酸化水素水溶液、ならびにb) 所定の量の過酸化水素溶液を保持するための容器を含み、前記容器はディスクを含有し、前記ディスクは基板及びその上に被覆している触媒を含み、ここで、所定の量の前記過酸化水素が前記容器に加えられて触媒で被覆したディスクの全体を浸したとき、前記過酸化水素水溶液が6時間かけて分解して、100ppm未満の残留過酸化水素濃度をもたらすキット。

【請求項13】

前記ディスクが、10.4cm²の表面積を有する豎琴状ディスクである、請求項12のキット。

【請求項14】

前記ディスクが、2.0cm²～9.0cm²の表面積を有する放射状ディスクである、請求項12のキット。

【請求項15】

コンタクトレンズの消毒に使用するための装置であって：過酸化水素水溶液を入れるための容器；ならびに約2.0cm²～9.0cm²の表面積を有する基板及びその上に被覆している触媒を含む過酸化水素分解ディスクを含み、前記触媒ディスクが、前記容器内で一定体積の過酸化水素溶液と接触したときに、10.4cm²の基板表面積及び表面積当たりの重量が実質的に同一である触媒コーティングを有する対照豎琴状ディスクと比べて少なくとも80%の残留過酸化水素濃度の増加をもたらすことができ、ここで、前記ディスクが、前記容器内で前記過酸化水素水溶液と全体で接触するように位置している装置。